



2025年12月4日

各 位

株 式 会 社 ジ 一 テ ク ト
代表取締役社長 高 尾 直 宏
(コード番号: 5970 東証プライム市場)
問い合わせ先
常務執行役員 馬 場 猛
事業管理本部長
T E L 048-646-3400

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025年12月4日の取締役会決議により、当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式売出し（引受人の買取引受による売出し）

（1）売出株式の種類及び数 当社普通株式 3,500,000株

（2）売出人 本田技研工業株式会社

（3）売出価格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2025年12月15日（月）から2025年12月18日（木）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。）

（4）売出方法 野村證券株式会社（事務主幹事会社兼単独ブックランナー）及び三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を共同主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。

売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。

（5）申込期間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで

（6）受渡期日 売出価格等決定日の5営業日後の日

（7）申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(8) 申込株数単位 100株

(9) 売出価格、その他引受人の買取引受による売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 高尾直宏に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記＜ご参考＞2. を参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 525,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 野村證券株式会社
- (3) 売出価格 未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受による売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売出方法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から 525,000 株を上限として借り入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申込証拠金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 高尾直宏に一任する。

＜ご参考＞

1. 本売出しの目的

当社は、「情熱と革新を融合させ、人とクルマと地球のより良い未来をかたちづくる」を経営ビジョンに掲げ、車体部品を核とした技術・製造力を通じて持続可能な社会の実現と企業価値の向上に努めています。

当社の持続的な成長を目指すために、車体一台分解析技術による開発提案、モジュール化やマルチマテリアル技術の事業化及びモーターコア・バッテリーパーツ等の EV 領域での量産体制構築を推進しております。また、DX によるスマートファクトリー化を推進し、生産性・信頼性の向上を図ることで、長期的な企業価値の向上と安定的な株主還元を両立させてまいります。

こうした中、株式市場においてコーポレートガバナンスの充実や政策保有株式の見直しが進展している状況を踏まえ、当社の筆頭株主である本田技研工業株式会社との間で保有方針等について継続的に協議を行ってきました。その結果、当社株式の売却合意が得られたため、当該株式について公平かつ円滑な売却機会を提供するとともに、市場価格へ与える影響を緩和する観点から、本売出しを実施することを決定いたしました。なお、本売出し実施後も当社は売出人である本田技研工業株式会社の持分法適用会社であり、引き続き事業面での連携を継続いたします。

また、当社は TOPIX を含む各種指標と株価を意識した経営に努めており、本売出しを通じて、浮動株比率の向上、当社に対する認知度の向上、投資家層の多様化及び当社株式の市場流動性向上を実現し、ひいては企業価値向上に繋げることを企図しております。

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの事務主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 525,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、525,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2026 年 1 月 16 日（金）までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2026 年 1 月 16 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させます。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することができます。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である本田技研工業株式会社並びに当社の株主である株式会社ケー・ピー、TKホールディングス株式会社、高尾直宏、菊池俊嗣及び阪和興業株式会社は野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意： この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株式売出しに関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。当社普通株式に投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及びその訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。当社普通株式は、1933 年米国証券法（改正を含み、以下「米国証券法」という。）に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国においては、米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。